

## 仕様書

「女性活躍 x ICT ～ 会津大学《女性デジタル人材育成》シンポジウム」企画・運営及び広報展開にかかる業務委託仕様書

### 1 業務の背景・目的

内閣府男女共同参画会議「女性デジタル人材育成プラン」(2022)をはじめとして、現在、日本の産業・経済において女性デジタル人材の育成が強く要請されている。また、女性のライフスタイルやキャリア形成という視点から ICT 業界をとらえると、リモートワークやフリーランスの事例も多く、多様な働き方が実現しやすい業界とも言える。

女性が高度なデジタル人材として社会で活躍することは、日本社会全体にとっても、個々の女性にとっても意義深いものであり、コンピュータ理工学を専門とする公立大学として、本学が女性デジタル人材の育成に力を入れているところである。

今回、本学の開学 30 周年記念事業として、産官学のステークホルダーや一般の方々と共に、デジタル/ICT セクターにおける女性活躍について議論し、議論の成果をまとめることで、女性活躍の推進に寄与することを目的とし、女性活躍の推進に注力されている経営者や有識者などを招いてシンポジウムを実施する。また、別途、本企画の成果を新聞紙上で広く発信することで、女性活躍の推進や女性デジタル人材育成に熱心な大学として、本学のブランド向上や女子受験者の増加などの効果も狙うものである。

### 2 業務の実施体制

#### (1) 業務の体制

受託者は本仕様書に定める業務内容を円滑に進めるため、必要な業務実施体制を構築すること。

#### (2) 本学との意思疎通

業務の進捗状況の報告や連絡・相談を行うため、随時、打ち合わせを行う。頻度・内容・方法時 (WEB・電話会議及び対面での協議など) 等については、通常、同様の業務実施にあたって必要な程度のものとする。

### 3 業務の期間

2024 年 1 月 15 日から 2024 年 3 月 22 日まで

### 4 業務の内容

(1) に示す「女性活躍 x ICT ～ 会津大学《女性デジタル人材育成》シンポジウム」について、(2) ～ (4) の業務を実施する。

#### (1) シンポジウム概要 (予定)

ア 対象者：県内・市内の高校生（特に女子）、その保護者、学校・教育関係者、女性活躍に積極的な企業の経営者、管理職、従業員等

イ 定員：100名程度

ウ 日時：2024年2月18日（日）14:00～15:30

エ 場所：公立大学法人会津大学 講義棟 大講義室

オ 実施方法：対面

カ 参加費：無料

キ プログラム

第1部 講演（30分）	司会（1名） 主催者（学長）挨拶 基調講演（女性活躍・女性デジタル人材育成に関する講演） 講師：本学が指定した者
（休憩 15分）	壇上設営変更
第2部 パネルディスカッション（45分）	ファシリテーター（1名） パネリスト（3～4名程度）：民間企業女性経営者、女性デジタル人材（研究者）、行政機関の女性活躍担当官など（本学が指定した者）

#### （2）シンポジウムの企画・構成等の策定

ア 前述の背景・目的に沿って、シンポジウムの構成案及びシナリオ並びに進行表（運営マニュアル）を作成する。

イ 作成・検討に当たって、本学担当者と十分な協議を行うほか、パネリストとも事前の打ち合わせを行う。なお、パネリストは契約締結時までには本学において決定する。

#### （3）シンポジウムの運営の実施

ア 講師、ファシリテーター、パネリスト、司会者との当日運営に係る調整

イ 当日の進行管理

なお、来場者の募集・受付作業、会場設営・撤収及び音響・照明設備の操作は本学において実施する。

#### （4）シンポジウム実施内容の広報展開

ア シンポジウムの実施内容について記事（広告）を作成し、3月上旬の国際女性デー近辺に発行される新聞紙上で、東北6県を対象として広報展開（記事（広告）を掲載）する。記事（広告）作成に当たっては、本学と事前に協議を行う。

イ 記事（広告）のサイズは全7段・多色とし、シンポジウムのスポンサーとなった企業・団体（約11企業・団体）のロゴ又は企業・団体名を掲載する。

## 5 成果品等及び提出期限

(1) 成果物

ア 業務実施報告書 (PDF ファイル)

イ 掲載紙 (20 部及び電子データ)

(2) 納期

2024 年 3 月 22 日 (金) 午後 5 時まで

(3) 納品場所

公立大学法人会津大学企画運営室 (PDF ファイルについては電子メールでの納品とする)

## 6 留意事項

(1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と協議を行うこと。

(2) 本業務で得られた情報等については、本学の許可なくして流用してはならない。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、受託者の負担とする。

(4) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処するものとする。

(5) 法令等の遵守

①個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報及び企業の情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

②個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報及び企業の情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

(6) 信用失墜行為の禁止

受託者は本学の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(7) 損害の賠償

本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により本学に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。また、成果品に対して第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本学の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本学に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。業務完了後に、受託者の責任に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

以上